

福島地方法務局から 令和元年台風第19号及び 令和元年10月25日大雨による 倒壊等建物の職権滅失登記のお知らせ

法務局では、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示することにより、国民の皆様のご権利の保全を図るとともに、取引の安全と円滑に資することを目的として、不動産登記に関する業務を行っています。

今般の大雨による被害が甚大であり、激甚災害に指定されたことに鑑み、福島地方法務局では、被災地区を有する市・町・村と連携した上で、被災された皆様のご登記手続きの御負担が少しでも軽減されるように、登記官の職権により建物の滅失登記を行うこととしたのでお知らせします。

つきましては、福島県内の市町村において、①令和元年台風第19号及び令和元年10月25日大雨により自然倒壊(土砂災害や大規模な河川氾濫により倒壊又は流失)した建物、②市・町・村により公費解体した建物、③個人で先行して解体(自費解体)し、費用の償還申請に該当する建物について、市町村と連携して法務局において職権による滅失登記を行いますので、当該建物の所有者等は、福島地方法務局又は該当する市町村にお尋ねくださいますようお願いいたします。

なお、上記①②③の建物で、登記記録上、附属建物のある建物において、主である建物のみ解体又は附属建物のみ解体の場合(いわゆる主従関係にある建物の一方のみを解体した場合)は、変更登記等(建物図面の添付)が必要となることから、職権滅失登記の対象外となりますので、御留意願います。

おって、本件に関し、御不明な点等がございましたら、福島地方法務局不動産登記部門宛てお問い合わせ願います。

【問合せ先】

福島地方法務局不動産登記部門

地図整備・筆界特定室

024-534-2048

平日 午前8時30分から午後5時15分まで

法務局からのお知らせ

令和元年台風第19号及び 令和元年10月25日大雨により 被災した建物について

法務局が行う建物の滅失の登記

この度の令和元年台風第19号及び令和元年10月25日の大雨により、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

法務局では、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示することにより、国民の皆様の権利の保全を図るとともに、取引の安全と円滑に資することを目的として、不動産登記に関する業務を行っています。

不動産登記法(平成16年法律第123号)第57条においては、「建物が滅失したときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その滅失の日から一月以内に、当該建物の滅失の登記を申請しなければならない。」と規定しています。

しかしながら、今般の大雨による被害が甚大であり、激甚災害に指定されたことに鑑み、福島地方法務局では、被災地区を有する市・町・村と連携した上で、被災された皆様の登記手続きの御負担が少しでも軽減されるように、登記官の職権により建物の滅失登記を行うこととしたのでお知らせします。

1 自然倒壊した建物

2 公費解体した建物

3 費用償還した(する)建物

公費解体の申し込みについては、自治体によって対応が異なりますので、詳細は、被災した建物がある市町村にお問合せください。

市町村から法務局に情報提供がされた
建物

市町村から法務局に情報提供がされない
建物

法務局による職権滅失登記を行います。
(附属建物の登記がある建物は、職権滅失登記ができない場合があります。)

所有者の方からの滅失登記の手続が必要です。

所有者の方
へのお願い

市町村から法務局に公費解体等の情報提供がされない建物の滅失登記は、建物の所有者(又はその相続人)の方からの建物滅失登記の手続が必要です。

詳しくは、建物の所在を管轄する法務局へお問い合わせください。

なお、お問い合わせの際には、建物の所在(地番)を控えてお問い合わせいただくと、スムーズに対応することができます。

◎建物滅失登記には、取壊証明書(原本)が必要です。

◎窓口で相談される場合は、事前の予約が必要となります。

問合せ先

福島地方法務局不動産登記部門地図整備・筆界特定室 (午前8:30～午後5:15(土日祝を除く))
〒960-8021 福島市霞町1番46号(福島合同庁舎) TEL (024)534-2048

福島地方法務局管轄一覧表(不動産登記)

庁名	電話番号	所在地	不動産管轄区域
本局	024 534-2045	〒960-8021 福島市霞町1番46号	福島市, 伊達市, 伊達郡桑折町, 国見町, 川俣町
相馬支局	0244 36-3414	〒976-0015 相馬市塚ノ町1丁目12番地1	相馬市, 南相馬市, 相馬郡新地町, 飯館村
郡山支局	024 962-4505	〒963-8539 郡山市希望ヶ丘31番26号	郡山市, 田村市, 田村郡三春町, 小野町, 須賀川市, 岩瀬郡鏡石町, 天栄村, 石川郡玉川村, 平田村
白河支局	0248 22-1207	〒961-0074 白河市郭内1番地136	白河市, 西白河郡西郷村, 泉崎村, 中島村, 矢吹町, 東白川郡棚倉町, 鮫川村, 塙町, 矢祭町, 石川郡石川町, 浅川町, 古殿町
若松支局	0242 27-1501	〒965-0873 会津若松市追手町6番11号	会津若松市, 喜多方市, 耶麻郡磐梯町, 猪苗代町, 西会津町, 北塩原村, 大沼郡会津美里町, 三島町, 金山町, 昭和村, 河沼郡会津坂下町, 柳津町, 湯川村
いわき支局	0246 23-1729	〒970-8026 いわき市平字堂根町4番地11	いわき市
二本松出張所	0243 22-2617	〒964-0906 二本松市若宮二丁目165番地8	二本松市, 本宮市, 安達郡大玉村
田島出張所	0241 62-0249	〒967-0004 南会津郡 南会津町田島字寺前甲2869番地	南会津郡南会津町, 下郷町, 檜枝岐村, 只見町
富岡出張所	0240 22-3052	〒979-1111 双葉郡富岡町小浜554番地7	双葉郡富岡町, 広野町, 檜葉町, 大熊町, 川内村, 浪江町, 双葉町, 葛尾村

※この管轄表は、不動産登記に関するものであり、法人登記及び供託については、別途お問い合わせください。